

財務省

《財務省》

表 13-1 財務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	政策評価に関する基本計画（平成25年3月29日策定） 平成26年3月31日改正 平成26年6月30日改正	
基本計画の主な規定内容	<p>1 計画期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間 <p>2 事前評価の対象等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法第 9 条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策を対象とする。また、法第 9 条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外の政策についても、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進めるとともに、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。 ○ 事前評価は、事業評価方式により行うことを基本とする。なお、租税特別措置等に係る政策については、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式による評価を行うものとする。 <p>3 事後評価の対象等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財務省の主要な政策分野全てを対象とする。 ○ 事後評価は、実績評価方式により行うことを基本とするが、様々な角度から掘り下げた評価が必要と認められる場合には、計画的に総合評価方式による評価を行う。なお、租税特別措置等に係る政策については、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式による評価を行うものとする。 <p>4 政策評価の結果の政策への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価の結果については、政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等の作業をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映させる。 ○ 財務省が財政当局となっている分野（予算・税・財政投融資）においては、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用に努める。 <p>5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は大臣官房文書課政策評価室（以下「政策評価室」という。）とし、面接、文書によるほか、財務省ホームページにおいても、財務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設け、常時受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望等については、政策評価室で一元的に管理し、その内容に応じて、関係部局にフィードバックすることにより今後の政策の企画立案作業や政策評価作業において適切に活用する。 	
実施計画の名称	平成 26 年度政策評価実施計画（平成 26 年 3 月 31 日策定） 平成 26 年 6 月 30 日改正	
実施計画の主な規定内容	<p>1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式</p> <p>2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）</p> <p>3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価：6 総合目標 25 政策目標 <p>該当する政策なし</p> <p>該当する政策なし</p>

表 13-2 財務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—		—	
事 後 評 価	主要な行政 目的に係る 政策等とし て基本計画 に掲げる政 策 (法第7条第2項 第1号)	実績評価方式： 31件 (目標管理型の政策 評価) 〔表13-3-ア〕	目標達成	16	評価結果を踏まえ、これ までの取組を引き続き進め た 【引き続き推進】	
			相当程度進展あり	13	<概算要求及び機構・定員要求へ の反映> 概算要求に反映 19件 機構・定員要求に反映 4件 (うち、機構4件、定員4件)	
			進展が大きくない	2		
	未着手 (法第7条第2項 第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	
	未了 (法第7条第2項 第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	
	その他の 政策 (法第7条第2項 第3号)	該当する政策なし	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 13-3 財務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 25 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、31 の目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 26 年 6 月 30 日に、「平成 25 年度政策評価書」として公表。

表 13-3-ア 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
総合目標			
1	我が国における少子高齢化等の社会経済情勢の変化、厳しい財政状況を踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までにその赤字の対 GDP 比を 2010 年度の水準から半減し、2020 年度までに黒字化するとの財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組む	相当程度進展あり	引き続き推進
2	我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、我が国の喫緊の課題に応えるため、「成長と富の創出の好循環」の実現や社会保障と税の一体改革の着実な実施といった課題に対応するための税制を構築する	目標達成	引き続き推進
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債発行計画の策定等の国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達する。また、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融資を活用するほか、地方公共団体等との連携の下、未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舎の最適化の推進など国有財産の有効活用に取り組む	相当程度進展あり	引き続き推進
4	金融システムの状況を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握し、偽造・変造の防止等に取り組み高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する	相当程度進展あり	引き続き推進
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向	相当程度進展あり	引き続き推進

	けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援等（成長戦略）も推進する		
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う	相当程度進展あり	引き続き推進
政策目標			
政策目標1 健全な財政の確保			
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
8	必要な歳入の確保	相当程度進展あり	引き続き推進
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	目標達成	引き続き推進
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	進展が大きくない	引き続き推進
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	相当程度進展あり	引き続き推進
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	目標達成	引き続き推進
政策目標2 適正かつ公平な課税の実現			
13	我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築	目標達成	引き続き推進
政策目標3 国の資産・負債の適正な管理			
14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	目標達成	引き続き推進
15	財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底	目標達成	引き続き推進
16	国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実	相当程度進展あり	引き続き推進
17	庁舎及び宿舎の最適化の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
18	国庫金の正確で効率的な管理	目標達成	引き続き推進
政策目標4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持			
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止	目標達成	引き続き推進
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	目標達成	引き続き推進
政策目標5 貿易の秩序維持と健全な発展			
21	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	目標達成	引き続き推進
22	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進	目標達成	引き続き推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上	進展が大きくない	引き続き推進
政策目標6 國際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進			
24	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	目標達成	引き続き推進
25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	相当程度進展あり	引き続き推進
26	アジア経済の発展と日本企業の海外展開支援等（成長戦略）の推進	目標達成	引き続き推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標7～11）			
27	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	目標達成	引き続き推進
28	地震再保険事業の健全な運営	相当程度進展あり	引き続き推進
29	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	相当程度進展あり	引き続き推進
30	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	目標達成	引き続き推進
31	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	目標達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/94548.html) の表13-4-(1) 参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成26年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、31の目標を対象として評価を実施中（平成27年6月公表予定）。

表13-3-イ 実績評価方式により評価を実施中の政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策
総合目標	
1	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015（平成27）年度までに2010（平成22）年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020（平成32）年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、「中期財政計画」に沿って、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組む
2	財政健全化目標達成に向け、「中期財政計画」に沿って、歳入・歳出面において財政健全化に向けて取り組む中で、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、我が国の経済・社会の構造変化に対応するための税制を構築する。また、我が国の喫緊の課題への税制上の対応を図る
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債発行計画の策定等の国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達する。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携の下、未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舎の最適化の推進など国有財産の有効活用等に取り組む
4	金融システムの状況を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握し、偽造・変造の防止等に取り組み高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の好循環の実現を目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う
政策目標	
政策目標1 健全な財政の確保	
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
8	必要な歳入の確保
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
11	地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営
政策目標2 適正かつ公平な課税の実現	
13	我が国の経済・社会の構造変化に対応した税制の構築、喫緊の課題への税制上の対応及び税制に関する広報

政策目標3 国の資産・負債の適正な管理	
14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
15	財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関の必要な資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実
16	国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
17	庁舎及び宿舎の最適化の推進
18	国庫金の正確で効率的な管理
政策目標4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持	
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
政策目標5 貿易の秩序維持と健全な発展	
21	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
22	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上
政策目標6 國際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進	
24	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
26	日本企業の海外展開支援の推進
財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標7～11）	
27	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
28	地震再保険事業の健全な運営
29	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
30	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
31	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

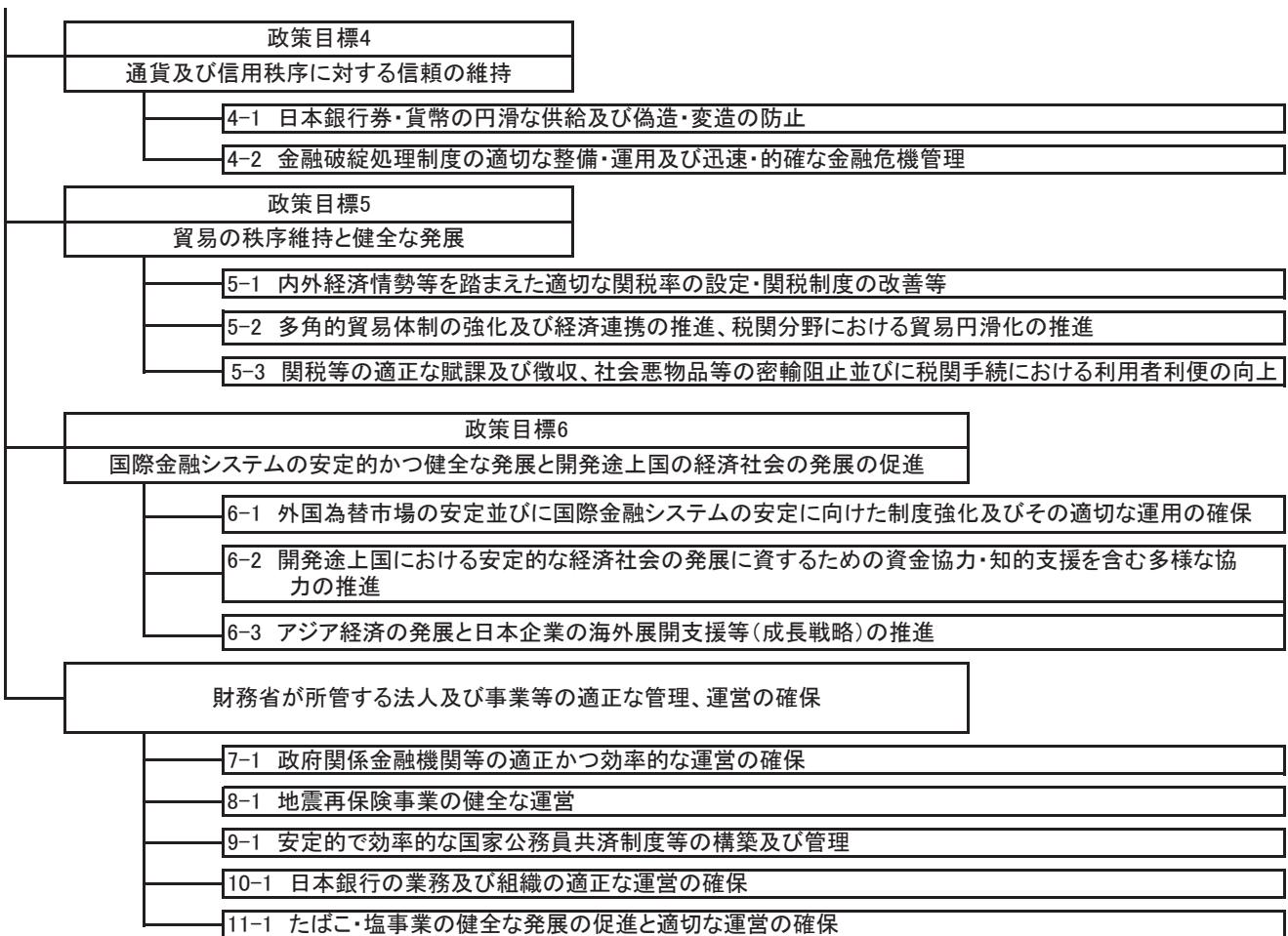
政策体系(財務省)

※この政策体系は、平成26年度に公表された評価に係るもの

使命

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。

	総合目標
	<p>1 我が国における少子高齢化等の社会経済情勢の変化、厳しい財政状況を踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化するとの財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組む</p>
	<p>2 我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、我が国の喫緊の課題に応えるため、「成長と富の創出の好循環」の実現や社会保障と税の一体改革の着実な実施といった課題に対応するための税制を構築する</p>
	<p>3 経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債発行計画の策定等の国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達する。また、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融資を活用するほか、地方公共団体等との連携の下、未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舎の最適化の推進など国有財産の有効活用に取り組む</p>
	<p>4 金融システムの状況を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握し、偽造・変造の防止等に取り組み高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する</p>
	<p>5 我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援等(成長戦略)も推進する</p>
	<p>6 総合目標1から5の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う</p>
	政策目標1
	健全な財政の確保
	<p>1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進</p>
	<p>1-2 必要な歳入の確保</p>
	<p>1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保</p>
	<p>1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示</p>
	<p>1-5 地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行</p>
	<p>1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営</p>
	政策目標2
	適正かつ公平な課税の実現
	<p>2-1 我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築</p>
	<p>2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収</p>
	<p>2-3 酒類業の健全な発達の促進</p>
	<p>2-4 税理士業務の適正な運営の確保</p>
	政策目標3
	国の資産・負債の適正な管理
	<p>3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制</p>
	<p>3-2 財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底</p>
	<p>3-3 国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実</p>
	<p>3-4 庁舎及び宿舎の最適化の推進</p>
	<p>3-5 国庫金の正確で効率的な管理</p>



(注)1 政策目標2-2~2-4は、国税庁の実績の評価において、財務省設置法上の国税庁の任務ともなっている大括りな目指すべき目標としての実績目標(大)

2 政策ごとの予算との対応については、財務省ホームページ
(http://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/policy/fy2014_budget/index.htm)参照